

【韓国】国際養子縁組に関する法律の制定

海外立法情報課 中村 穂佳

* 2023年7月18日、国際養子縁組の原則、手続等を規定する「国際養子縁組に関する法律（法律第19553号）」が制定、公布された。2025年7月19日に施行される。

1 背景と経緯

韓国では、従来、保護者がいない児童等、児童福祉法¹で定義される保護対象児童²の養子縁組については「養子縁組特例法」³に規定され、同法の一部に、国際養子縁組に関する規定も含まれていた。過去、外国への養子縁組が多く行われた⁴が、2011年、養子縁組特例法に、児童に対する保護義務及び責任を履行するため、国際養子縁組を減らしていく努力をしなければならないとする規定が設けられた⁵。2023年7月18日、養子縁組に関する法体系を改編し、養子縁組特例法を「国内養子縁組に関する特別法」として全面改正⁶するとともに、国際養子縁組に関しては、「国際養子縁組に関する法律（法律第19553号）」⁷（以下「国際養子縁組法」）が制定、公布された。同法は、本則全35か条、附則9か条から成り、2025年7月19日に施行される。

2 国際養子縁組法の概要

(1) 原則等

国際養子縁組は、国内で養父母が見つからなかった児童に対し永続的な家庭を提供する等、国際養子縁組をすることが児童にとって最善の利益になる場合にのみ許容される⁸。国際養子縁組の全ての手続において、養子となる児童の基本的権利が尊重されなければならない。国際養子縁組が児童の人身取引等の手段として悪用されてはならない（第3条）。国際養子縁組に関する事務を所管する韓国の中央当局は、保健福祉部（部は日本の省に相当）とする（第5条）。

(2) 韓国から外国への養子縁組

保健福祉部長官（以下「長官」）は、国内養子縁組特別法の規定により、養子となることが決定された児童⁹のうち、国際養子縁組をすることが当該児童の最善の利益になると判断される

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年10月10日である。

¹ 「아동복지법(법률 제 19555 호)」国家法令情報センター <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=252711#0000>> 以下、法令本文は国家法令情報センターウェブサイトより閲覧。

² ①保護者がおらず、若しくは保護者と離れて生活する児童、又は②保護者が児童を虐待する場合等その保護者が児童を養育することが適当でない、若しくは養育能力がない場合の児童をいう（児童福祉法第3条第4号）なお、児童とは、18歳未満の者をいう（児童福祉法第3条第1号。国際養子縁組法で同様。）

³ 現行法は、「입양특례법(법률 제 17784 호)」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=224937#0000>> 制定は、1976年12月31日。「입양특례법(법률 제 2977 호)」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=3547#0000>>

⁴ 保健福祉部（部は日本の省に相当）の資料では、2010年以前の養子縁組は、国内養子縁組が74,409人であったのに対し、国外養子縁組は163,696人とされる。「입양에 대한 국가책임 강화한다」2023.6.30. 保健福祉部ウェブサイト <https://www.mohw.go.kr/react/al/sal0301vw.jsp?PAR_MENU_ID=04&MENU_ID=0403&CONT_SEQ=377003>

⁵ 「입양특례법(법률 제 11007 호)」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=115749#0000>> 第8条

⁶ 「국내입양에 관한 특별법(법률 제 19555 호)」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=252705#0000>> 以下、「国内養子縁組特別法」とする。

⁷ 「국제입양에 관한 법률(법률 제 19553 호)」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=252701#0000>>

⁸ 国内養子縁組特別法第7条の規定により、国内での養子縁組先を探すことが優先される。

⁹ 養子となる児童は、保護対象児童であって、養子縁組が当該児童の最善の利益になると自治体の長が決定した児童でなければならない。国内養子縁組特別法第13条

場合、養子縁組政策委員会¹⁰の審議及び議決を経て、当該児童を国際養子縁組の対象児童に決定することができる。韓国から外国への国際養子縁組の養子となる児童は、この規定により長官が国際養子縁組の対象と決定した児童、又は、夫婦の一方が配偶者の嫡出子を単独で国際養子縁組しようとする場合の児童¹¹でなければならない(第7条)。養父母になろうとする者は、それらの者の本国法で定める養父母になる資格を備えていなければならない。養子縁組政策委員会の審議及び議決を経て対象児童に決定した児童と養子縁組する場合は、国内養子縁組特別法¹²及び民法に規定される養父母になる資格も備えていなければならない(第9条)。養父母になろうとする者は、養子になる児童と養子縁組しようとする場合、養子となる児童の居住地を管轄する家庭法院(法院は日本の裁判所に相当)の許可を受けなければならない(第12条)。児童の引渡しは、特別の事情がない限り、大韓民国で行わなければならない(第15条)。長官は、養子縁組の成立後、大統領令で定める一定期間、養子縁組先の国の中央当局と協力して、当該国の中央当局が作成した児童適応報告書を受領し、確認しなければならない。養子になった児童が、養子縁組先の国の国籍を取得したかどうかを確認しなければならない(第16条)。

(3) 外国から韓国への養子縁組

外国から韓国への養子縁組の場合には、養子となる児童は、児童の出身国の中央当局から養子になる資格があると認められた児童でなければならない(第18条)。養父母になろうとする者は、国内養子縁組特別法第18条による養父母になる資格等を備えていなければならない(第19条)。養父母になろうとする者は、長官に申請しなければならない(第20条)。長官は、養子縁組が成立した後、大統領令で定める一定期間、養父母及び養子の相互適応のため、児童の出身国の中央当局と協力して、定期的な相談及び必要な福祉サービスについて支援し、児童適応報告書を作成しなければならない(第24条)。

(4) 補則

長官は、外国に養子縁組された児童の養子縁組が取り消された場合、当該外国の中央当局と協力して、児童が韓国に帰国するようにし、又は児童の福祉に必要な措置を採るようにしなければならない。また、韓国に養子縁組された児童の養子縁組が取り消された場合等には、その事実を児童の出身国の中央当局に通知し、当該中央当局と協力して児童の保護措置を講じなければならない(第26条)。国は、養子になる児童の権利及び利益を最優先に考慮した養子縁組手続の進行のため、必要な時には、「国際養子縁組における児童の保護及び協力に関する条約」¹³の締約国又は非締約国と二国間又は多国間の協定を締結することができる(第31条)。

¹⁰ 養子縁組の手続及び制度改善等に関する事項等を審議、議決するために置かれる。国内養子縁組特別法第12条

¹¹ 具体的には、国際結婚により再婚した場合の連れ子児童等をいう。保健福祉部「입양에 대한 국가책임 강화한다」前掲注(4)

¹² 国内養子縁組特別法第18条では、養父母となる者の資格等の条件が定められている。この規定により、養父母となる者の要件は、①養子に対し、経済的・情緒的に安定した養育環境を提供することができること、②養子に対し、宗教の自由を認め、社会の構成員としてふさわしい養育、教育を行うことができること、③児童虐待、家庭内暴力、性暴力、麻薬犯罪等の犯罪歴がないこと、④アルコール及び薬物の中毒等の深刻な健康上の事由がないこと、⑤その他保健福祉部令で定める要件を備えることである。国内養子縁組特別法第18条第1項

¹³ “33. CONVENTION ON PROTECTION OF CHILDREN AND CO-OPERATION IN RESPECT OF INTERCOUNTRY ADOPTION”, Hague Conference on Private International Law website <<https://assets.hcch.net/docs/77e12f23-d3dc-4851-8f0b-050f71a16947.pdf>> 同条約は、1993年にハーグにて採択された。韓国は、2013年にこの条約に署名したが、2023年10月10日現在、未批准である。